令和５年６月１日

会員表彰規程（抜粋）

（対象者）

第２条　表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、理事長が行う。

⑴　１０月２２日において会員として１０年以上就業して、センターの発展に貢献し、他の会員の模範と認められる者

⑵　１０月２２日において役員又は地域班長に５年以上在任して、センターの発展に貢献した功績顕著と認められる者

⑶　会員外の個人又は団体で、センターの運営に対して積極的に協力し、センターの発展及び会員の福祉の増進に貢献しその功績顕著な者

⑷　その他前３号に準じ理事長が特に功績顕著と認めた者

被表彰者選考基準（抜粋）

会員表彰規程第２条に定める被表彰者の選考については、次の基準を適用する。

（１）　第２条第１号については、規程の規定にかかわらず１０年以上の会員であって、次の要件を具備する者を対象とする。

①　過去３か年間において、班会出席やボランティア活動等に積極的に協力した実績があること

②　過去３か年間において、何れかの２年間で就業実績があること

（２）　第２条第４号については、次の何れかに該当するものを対象とする。

①　会員として５年以上在籍し、かつ８０歳以上で過去２か年間において何れの年も就業実績がある者

②　会員として１０年以上在籍し、かつ９０歳以上で就業実績がある者

③　会員として２０年以上在籍し、（２）の①及び②で表彰されていない者

④　勇退する役員で特に功績のあった者（１期２年以上）

⑤　地域班長又は、副班長に１０年以上在任し、センターの発展に貢献した者

⑥　職群班等において、センターの発展に特に功績のあった者（１期２年以上）

⑦　年度内において、正会員入会報奨金取扱規程による会員入会紹介及び、就業開拓報奨金取扱規程による就業開拓が一定件数以上あった者

（参考）

会員互助会は、毎年３月 31 日時点で、喜寿（満 77 歳）、米寿（満 88 歳）を迎えられた在籍３年以上の会員に、お祝い（寿詞）を総会で贈呈しています。